

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

(平成二十六年三月二十七日 三重県条例第二号)

(目的)

第一条 この条例は、県が有する債権の管理及び私債権の徴収に関し必要な事項について定めることにより、債権の管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を除く。）をいう。

二 私債権 債権のうち、公債権（法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権であつて、法第二百三十六条第二項に規定する時効による消滅について、時効の援用を要しないものをいう。）以外のものをいう。

三 規則等 規則、法第三十八条の四第二項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程をいう。

(他の法令等との関係)

第三条 債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権の管理の基準)

第四条 債権の管理に関する事務は、法令、条例又は規則等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(債権の管理の体制の整備)

第五条 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、債権の管理に関する事務の処理の状況を的確に把握するとともに、規則等で定めるところにより、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるときに、当該事務の処理について必要な調整

を行うものとする。

(督促)

第六条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則等で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第七条 知事等は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかったときは、履行の遅滞に係る損害賠償金（以下この条及び第十二条第二項において「遅延損害金」という。）を徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金の額は、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に当該履行期限の翌日における民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条第一項の法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。ただし、損害の賠償又は違約金について債務者と特約をしたときはこの限りでない（次項から第五項までにおいて同じ。）。

3 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる私債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

4 第二項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

5 第二項に規定する年当たりの割合は、じゅん 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

6 知事等は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の遅延損害金を減免することができる。

(強制執行等)

第八条 知事等は、私債権について、第六条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されるときは、次に掲げる措置を採らなければならない。ただし、第十一条の規定による措置を採る場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある私債権（次号の規定による措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない私債権（第一号に該当する私債権で同号の規定による措置を採ってなお履行されないものを含む。）については、訴訟

手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第九条 知事等は、私債権について、履行期限を繰り上げることができる理由であつて規則等で定めるものが生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（私債権の申出等）

第十条 知事等は、私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により債権者として配当の要求その他私債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を採らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置を採らなければならない。

（徴収停止）

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、規則等で定めるところにより、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 私債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第十二条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則等で定めるところにより、履行期限を延長する特約等を行うことができる。この場合において、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約等を行うことができる。この場合において、既に発生した遅延損害金その他の徴収金（次条第一項及び第十四条において「損害賠償金等」という。）に係る私債権は、徴収すべきものとする。
(免除)

第十三条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした私債権について、当初の履行期限（前条第二項の規定により当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(私債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込

まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

（報告）

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（情報の提供）

第十六条 知事等は、未納となっている債権の状況に関し、規則等で定めるところにより、必要な情報の提供に努めなければならない。

（委任）

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（適用範囲）

2 第七条の規定は、同条の施行の日以後に発生した私債権に係る遅延損害金について適用する。ただし、同条第六項の規定は、同条の施行の日前に発生した私債権に係る遅延損害金に相当するものについても適用する。

（三重県特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

3 三重県特定公共賃貸住宅条例（平成八年三重県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）」を「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）」に改める。

（三重県営住宅条例の一部改正）

4 三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十六条中「三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）」を「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）」に改める。

附 則（令和元年十二月二十三日三重県条例第三十号）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第七条第二項に規定する履行期限が到来した場合における遅延損害金に係る利率について適用し、同日前に同項に規定する履行期限が到来した場合における遅延損害金に係る利率については、なお従前の例による。